

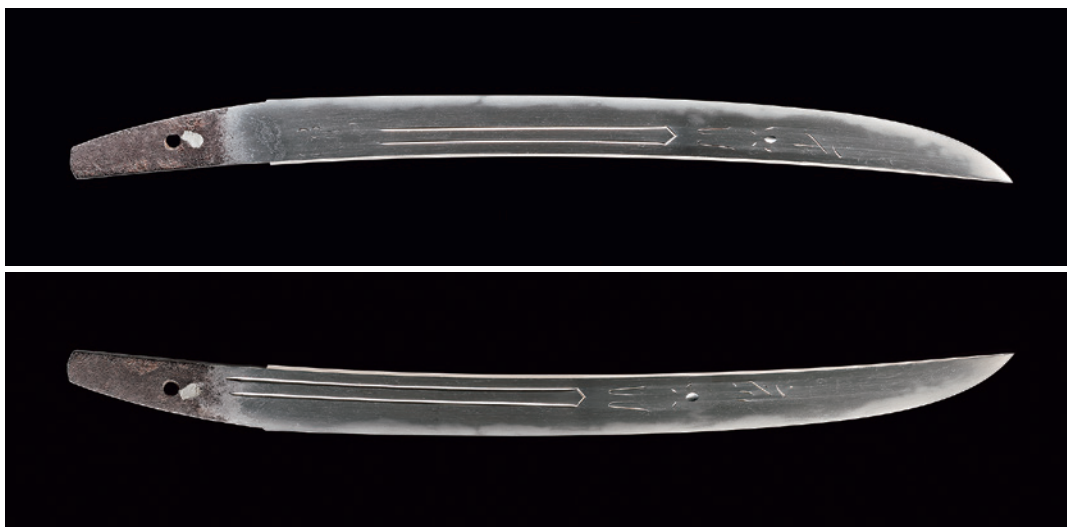


図1 脇指 無銘 貞宗 名物 物吉貞宗 徳川美術館蔵



図2 白鞘



図3 (上) 蠟色塗合口拵(龍図目貫附属) (下) 小刀 銘 則宣、鳳凰図小柄



図4 (上) 菱繫唐花文錦刀袋(鞘袋)、黄地菱繫花文縞珍刀袋
(下) 焦茶地金欄雲鶴宝尽文刀袋、紺地銀欄鶴亀松竹橘宝尽文刀袋



図5 黒塗葵紋付刀箱(鍵附属)、白木刀箱

「物吉貞宗」の継承と権威化

はじめに

一 作品伝来状況

① 作品概要および伝来状況

② 江戸時代後期の管理状況にみる御大切御道具筆頭「物吉貞宗」

二 二代光友の時代

① 「貞宗」継承と権威化

② 名物「物吉貞宗」の成立

③ 尾張家における位置付けの変化

三 四代吉通の時代

① 「物吉御腰物御頂戴」儀式の成立

② 権威化に伴う秘蔵意識の拡大

四 八代宗勝の時代

① 「御譲り」刀剣としての「物吉貞宗」

② 「物吉記」の撰文

おわりに

「物吉貞宗」の継承と権威化

はじめに

刀剣は本来武器であるが、中世以降の武家社会において、贈答品として用いられ、その宝物としての価値が高められていった。⁽¹⁾ 鎌倉時代から将軍が名刀を報償として下賜することが始まり、源頼朝が御家人の工藤祐時に下賜した「太刀 銘 成高」(重要文化財・京都国立博物館蔵)などはその代表的な遺例として知られる。こうして下賜された名刀は、家の宝と認識され、代々受け継がれていったのである。

本稿で扱うのも、家の宝とみなされた刀剣であるが、本論に入る前に言葉の整理をしておきたい。尾張徳川家(以下、「尾張家」と略称する)では近代以降、家に伝わった品々を「什器」・「武器」の大分類に整理し、さらにそれらを統合するにあたり「什宝」と呼び習わしてきた。現在一般的に「什宝」や「什物」には「秘蔵の宝物」という意味もあるが、本稿では尾張家に伝来した品々全般を指して「什宝」の言葉を用いる。また江戸時代中期

安藤 香織

以降には、什宝の中でも特に歴代將軍や歴代当主に所縁があるなどの理由により重要視されていた、いわゆる家宝にあたる品に「御大切」を冠し、「御大切物」・「御大切御道具」などと呼んでいた経緯がある。実際には時代により用法の違いがあるが、本稿では便宜上、時代の区別なく、家宝としての什宝を指して「御大切御道具」の言葉を用いることにする（ただし引用文は元の用語のまま記す）。

江戸幕府初代將軍徳川家康の九男・義直（一六〇〇～一五〇）を初代とする尾張家における御大切御道具としては、まず義直が譲り受けた家康の遺産「駿府御分物」が想起されるだろう。駿府御分物に含まれている刀剣について、徳川美術館に伝来する刀剣管理のための道具帳各種のなかにその動きを追うと、義直の相続当初は贈答に使用されており、⁽²⁾嚴重に保管・保持すべき宝物というより、必要に応じて利用可能な財産としての性質が認められる。この様相からの明らかな転換がみられる時期として、筆者は以前、八代宗勝（一七〇五～一六二）の時代に注目し、この頃には家の当主が代々受け継いできた刀剣や、世に知られた名刀・名物刀剣など、由緒ある品々が門外不出とされ、將軍への献上でさえも禁じられたことを指摘した。⁽³⁾この尾張家における一連の動きは、刀剣の、秘藏意識を伴う権威化といえる。その動きの中でも特に重視されていたのが「脇指 無銘 貞宗 名物物吉貞宗」（重要文化財、徳川美術館蔵、以下「物吉貞宗」と略称する、図1）であった。

「物吉貞宗」は、昭和三十五年（一九六〇）に日本刀剣保存会本部より発行された『黎明会名刀図録』⁽⁴⁾をはじめ多数の書籍に掲載されている。徳川美術館でも展覧会にて度々紹介しており、その由緒については①家康の愛刀であること、②家康側室で義直の母・亀（相応院）が義直へ伝えたこと、③

家督相続とともに継承されてきた尾張家第一の宝物であることが解説の主旨であった。しかし、重要性は認められているものの詳細な論考はなく、継承の実態や、関連する各史料についての検討が十分なされてきたとは言い難い。そこで本稿では「物吉貞宗」の実像を明らかにすることを目的に、時代ごとの関係史料を取り上げて検討を加えていく。それにあたり、近世大名・旗本家における家督継承と「什物」（本稿における御大切御道具に相当）の相伝について論じた岡崎寛徳氏による、「家督相続と什物相伝は一体的なものであった」という指摘や、「什物は家の宝・象徴であり、（中略）基本的に他見無用で、什物秘匿觀念が存在していた」という指摘には大いに啓発されるものがある。⁽⁵⁾本稿でも、特に家督相続との関係や秘藏意識などの観点から改めて解釈を試みることで、江戸時代前期から中期にかけて「物吉貞宗」の性質や取扱いの方法が変化し、段々と求心力が高まり権威化されていく様子を浮き彫りにしていきたい。

一 作品伝来状況

① 作品概要および伝来状況

本論に入る前に、「物吉貞宗」の概要について述べておきたい。⁽⁶⁾作者である貞宗は、鎌倉時代から南北朝時代にかけて活躍した相模国の刀工である。明るく輝く地鉄に沸主体の躍動的な刃文を表す作風を完成した正宗の弟子で、その刀剣は正宗とともに後世の武家に大いに好まれた。「物吉貞宗」は貞宗の南北朝時代の製作とされており、刃長三三・〇厘、茎長八・八厘、反〇・六厘の脇指である。

本稿に関わりある附属品と保管状況について述べると、刀身は白鞘（柄

あり、図2に納められ、刀箆筒に収納されている。他に、「蠟色塗合口拵」一腰〔龍図目貫〕・「鳳凰図小柄」附属、図3・旧下緒二条・刀袋四枚〔図4〕・「黒塗葵紋付刀箱」一合〔鍵一本附属〕・「白木刀箱」一合〔以上、図5〕、「物吉貞宗附属文書写」一冊〔史料3があり、大正三年（一九一四）製の箱に一括して収納されている。別に、「小刀 銘 則宣」〔図3、白鞘（柄あり）附属〕・「本阿弥光温折紙」一枚〔史料4〕・附属文書一包〔史料1〕が伝来している。附属文書は本稿にとって重要な位置付けであるため全て翻刻し文末に付したが、史料名のみここに列記しておく（史料名は便宜上のもので、各史料の記述や貼札の内容を基本とし、必要に応じて情報を補った）。

- ・「物吉記（記文案）」〔史料1—A①〕
- ・「物吉御脇差（拵書付）」〔同1—A②〕
- ・「物吉貞宗梵字型1」〔同1—A③〕
- ・「物吉貞宗梵字型2」〔同1—A④〕
- ・「玉置卜之書状」〔同1—A⑤〕
- ・「久野彦八郎書状1」〔同1—A⑥〕
- ・「久野彦八郎書状2」〔同1—A⑦〕
- ・「久野彦八郎目録」〔同1—A⑧〕
- ・「物吉貞宗目録」〔同1—B①〕
- ・「物吉貞宗目録写」〔同1—B②〕

以上の計十点が一包に納められている。史料1—A群は宗勝時代の「物吉記」撰文にかかわる文書、史料1—B群は宗勝の「物吉御腰物御頂戴」儀式にかかわる文書である。また「物吉貞宗附属文書写」〔史料3〕は史料1—A群に加え、「刀 無銘 名物 南泉一文字」〔徳川美術館蔵、以下「南泉一文字」と略称する）の由緒を記した「南泉一文字記（記文案）」〔史料2〕、お

「物吉貞宗」の継承と権威化

よび原本は逸失したとみられる「鐔 銘 残雪」・「盲亀浮木図小柄」いずれも徳川美術館蔵）の由緒書を写した史料である。

②江戸時代後期の管理状況にみる御大切御道具筆頭「物吉貞宗」

次に、「物吉貞宗」が尾張家の御大切御道具の筆頭と認識されていたことを、江戸時代後期の保管状況から確認しておく。「物吉貞宗」はこの時期の刀剣の管理台帳「御腰物元帳」〔文政七年（八二四）訂、徳川美術館蔵（武器旧原簿1）六冊のうちに記載されておらず、他の刀剣とは全く別の扱いがなされていたとわかる。その一方で、当主が管理する御大切御道具を記した史料「御両所様 御太切御半櫃入記写」〔徳川美術館蔵（什器古帳15）に記載がある。^⑦これは老年の十代斉朝（二七九—一八五〇）が前大納言として在世し、かつ十三代慶藏（一八三六—四九）が当主・中将であった弘化二（三年（二八四五—四六）に成立したと考えられる一冊で、御大切御道具を収納した慶藏の所管する「中将様御太切御半櫃」、並びに斉朝の所管する「大納言様御太切御半櫃」の収納品目録である。「物吉貞宗」は、現在まで伝来する附属品のほとんどが備わった状態で、前者の冒頭に次のように記される（翻刻文章中の読点、中黒、（ ）内の注記は筆者が適宜挿入した。以下同じ）。

中将様

御太切御半櫃入記

一、御紋附溜塗箱

内

御物吉白鞘袋入

相模国貞宗折紙添

壹 鍵添箱入

黒塗御紋附箱入
一腰

正真 長壹尺九分半 無銘
表裏銀并梵字蓮花有之

代金子百五拾枚

承応三曆十九月三日

御柄鮫黒御鑑金

金龍御目貫

御小刀則宣白鞘入

御小柄鳳凰置物

右御鞘黒塗袋入 桐木地箱入

一、物吉南泉御腰物并残雪御鐙

浮木御小刀柄等御由緒書

一冊

但物吉御腰物并右ニ附候御目貫

其外之御品ハ無之候得共、一緒ニ有之

候旨、此帳面入置候事、

ノ

(後略)

注目すべきは、この目録における「物吉貞宗」の記載位置である。この半櫃には他に、二代將軍秀忠が義直に与えた尾張国の領地判物や、義直から三代綱誠(二六五―二九九)までの遺訓・遺言・教訓や、御黒印、將軍・歴代当主・朝廷に関わる各種書付など、文書類を中心とする御大切御道具が入れられている。とりわけ領地判物は、尾張家が尾張国を領することを安堵された唯一の文書として当然重要性も高いはずであるが、「物吉貞宗」はそれを抑え、筆頭に記載されている。「物吉貞宗」の御大切御道具としての確固とした重要性が看取されよう。

記載内容に目を移すと、鍵付きの御紋附溜塗箱の内容品として「物吉貞

宗」の刀身や一連の附属品が挙げられている。⁽⁸⁾ 刀身は白鞘に収め、袋に入れ、折紙を添えて、黒塗葵紋付箱(鍵付き)⁽⁹⁾に収納されていた。折紙の内容の記述に続き、黒い鮫皮の柄、金の鑑、金龍の目貫、白鞘が附属する則宣作の小刀、鳳凰の意匠の小柄と詳細が記載されており、収納時には鮫皮の柄が付けられた状態で、鞘のみ白木の替鞘を用いていたと推察される。小刀にも白木の鞘があるため、小柄を装着し、鞘に収め、刀身と同じ箱に収めていたのである。これらとは別に黒塗の鞘があり、袋に入れ、桐箱に収納されていた。以上の二箱および「物吉貞宗」・「南泉一文字」・「鐔銘残雪」・「盲亀浮木図小柄」などの由緒書一冊が、御紋附溜塗箱に収納され、他の御大切御道具とともに半櫃の中に保管されていたのである。⁽¹⁰⁾ 当主の管理のもと、鍵付きの二重箱に入れ、厳重に保管されていることには、尾張家における「物吉貞宗」の重要性が強く感じられる。

以上、御大切御道具の筆頭としての「物吉貞宗」、言うなれば権威化された什宝の完成形を、江戸時代後期、慶應の頃の収蔵・管理状況から確認した。それでは「物吉貞宗」が御大切御道具と認識され、尊崇される状況が作り出されるのは、いつ頃のことであろうか。江戸時代前期の様相から順に追っていききたい。

二 二代光友の時代

①「貞宗」継承と権威化

家康および義直所縁と伝わる「物吉貞宗」であるが、同時代に遡る史料は見出せない。管見の限りで最も早い記録は、義直が歿した二代光友(二六二―一七〇〇)が家督を継承した翌年、慶安四年(一六五一)に作成された

刀剣相続の目録の一つ「御腰物御脇指帳 慶安四卯・延宝三卯迄」(徳川美術館蔵〈武器古帳14〉、以下、「慶安四年御腰物帳」と呼称⁽¹⁾)である。「慶安四年御腰物帳」は、同時に作成された名古屋城小太守に納められていた刀剣の目録があること、義直の指料が含まれていることから、当主の比較的近く、おそらくは江戸の屋敷に所在した刀剣類が記されていると推測される。「物吉貞宗」とみなされる刀剣は、「御太刀」・「御腰物」(刀)に続く「御脇指」の区分のなかの一振として、次のとおり記載がある。

御指料

〔物吉〕「百五拾枚二宛」

一、貞宗 御拵有御鞘式本 大殿様へ被遣内

内壹本ハさめさや、しと、め計

御目貫銀ノ鷲、御小刀柄なし

尾張家の刀剣の道具帳にはしばしば後世の整理・調査の痕跡がみられ、この「物吉」・「百五拾枚二宛」の貼札二枚も後から貼られたと考えられる。おそらく、後世の御腰物方などの役人が「慶安四年御腰物帳」のなかに「物吉貞宗」を探索した際、右の貞宗の記録を、義直の指料でかつ大殿様(家康)から遣わされたなどの記述を頼りに「物吉貞宗」と推定したのであろう。附属品については拵が記録されているが、江戸時代後期に備わっていた金製の龍形目貫ではなく、銀製の鷲形目貫が附属している。まずこの点について「物吉貞宗」附属文書(史料1)から読み解きたい。ここで取り上げるのは「玉置卜之書状」(史料1-A⑤)である。「玉置卜之書状」は、幼い頃から光友の側近くに仕えた尾張藩士・玉置市正(卜之、一六六八〜歿年未詳⁽¹²⁾)が、晩年、光友に仕えていた六、七十年前を思い起こしながら「物吉貞宗」・「南泉一文字」についての回想や見識を記した史料であり、極めて重要である。それによると、「物吉貞宗」に附属する「金龍之御目貫」

は後藤家初代祐乗作で、家康が眺めていると龍が瞬いた様に見えたとの伝承を、市正は光友から度々聞いていたようである。また市正は、光友が用いる度に取り扱ってはいたが、その折は小脇指だったので、目貫以外の品についてはわからないと述べている。⁽¹³⁾

「慶安四年御腰物帳」も含めて史料を素直に読めば、光友が継承した時、「物吉貞宗」には銀製の鷲形目貫が附属しており、その後、市正が近侍した頃には家康所縁の金製の龍形目貫に付け替えられていたことになる。小柄は附属しておらず、光友より後の代で拵が一新され、目貫・小柄の附属する形となったと解釈できる。金龍目貫への交換は、家康にまつわる由緒を強化することに繋がるため、光友により「物吉貞宗」の権威化が目論まれた可能性が高い。

②名物「物吉貞宗」の成立

ここで改めて、「慶安四年御腰物帳」編纂当初においては、「物吉貞宗」が「貞宗」としか記されていないことに注目したい。他の名物刀剣は名物名で記載されており、そうした固有名称が認識されていれば当初から記されていたはずである。⁽¹⁴⁾もう一枚の貼紙「百五拾枚三宛」の評価額の情報も、承応三年(一六五四)に発行された「本阿弥光温折紙」(史料4)に由来するため、折紙発行後に貼付したことは間違いない。ただしこの折紙には名物名の記載はなく、佐藤豊三氏は、この時期には発行元の本阿弥家側では少なくとも名物との認識がなされていなかったのではないかと推察されている。⁽¹⁵⁾このことについて興味深い史料がある。いわゆる『享保名物帳』⁽¹⁶⁾の伝本の一つ「名物扣」(和銅博物館保管)は、江戸時代中期頃に本阿弥家から八代将軍吉宗に提出された『享保名物帳』の草稿とする説もある史料で、「物

吉貞宗」については次のようにある。

(尾張殿)

一、物吉 同 (貞宗)

一尺九分半

百五拾枚

度々能物切候故、大納言光友卿物吉ト御名付被成候由

申伝、表裏ニ鍬形梵字蓮花有之、

これによれば、物吉という号は度々良く切れるために光友が名付けたという。後世の史料であるものの、「慶安四年御腰物帳」の元々の記録や「本阿弥光温折紙」に名物名が記載されないこと、後に取り上げる元禄六年(一六九三)の道具帳「御指料之御道具 上之御道具」(徳川美術館蔵(武器古帳16))では名物名で記載されることからしても、光友が名付けたとする記述には時期的な符合が認められる。少なくとも、「物吉貞宗」が尾張家で名物として認識され、名物名が公式に認知を得るのは、光友の時代であると推定できる。こうして名物となすことも、光友による権威化の一環と捉えられよう。

③尾張家における位置付けの変化

光友により権威化が進められる中、「物吉貞宗」は尾張家においてどのように位置付けられていたのであろうか、先にも取り上げた「玉置卜之書状」(史料1—A⑤)によると、光友は市正に、「物吉貞宗」は家康がとりわけ大切にしていた道具で、将軍家へ継承されてしかるべきところ、尾張家へ分けられたことは不慮の幸せである、と度々話していたようである。そして狩衣を着用する時は必ず懐剣し、神事など潔斎をする折には袴でも指し、大切にしているという噂は家臣たちの間でも常々承知していたという。市正の一連の証言から、光友が「物吉貞宗」を祖父・家康所縁の品と

認識して大切にし、家中にもその重要性が浸透していた様子がみてとれ、すでに御大切御道具としての素地は整っていたとわかる。ただし、光友の行動には「物吉貞宗」を他者の目にさらさず秘蔵しようとする意識は感じられない。光友はむしろ、祖父所縁の品を日頃から身につけることにより、自らの家督相続者としての正当性を直接的・視覚的に表現しようとしていたと考えられる。こうして伝来の什宝を実用に供する状態は、什宝が他見無用の御大切御道具となるまでの過程において、権威化が進んでいく間の一つの様相と捉えられる。

元禄六年、光友から三代綱誠へ家督が相続された際の史料からも、「物吉貞宗」が御大切御道具の筆頭とまでは至っていないことが判明する。同年に成立した道具帳「御指料之御道具 上之御道具」⁽¹⁸⁾は、光友が隠居するにあたり、指料であった刀剣および尾張家の「上」に格付けられた刀剣のうちから手元に残す品を選んだ際の、記録の控えである。

物吉御指料 源敬様々被進之

(朱書)「御印判」

一、貞宗代金百五拾枚 御拵有 折紙有

「物吉貞宗」は光友の指料の脇指三振の一つとして、「無銘藤四郎」・「正宗」に続き、冒頭から三番目に記されている。指料の筆頭ではないことから、後世にみるような御大切御道具筆頭「物吉貞宗」とは位置付けが異なることが明らかである。また、光友が手元に残すことを示す印があることから、光友は隠居の際にも「物吉貞宗」を綱誠へ譲っていないとわかる。⁽¹⁹⁾このことについて、この時点での「物吉貞宗」は、家督相続を象徴的に示す品とはみなされていなかったという解釈もできる。しかしながら、「物吉貞宗」が家の宝、御大切御道具に等しい品とみなされていたことは間違いない、隠居後も家にとって重要度の高い品を引き続き保有するとい

う点からすれば、光友の意図は權威の健在・保持を示すことにあったと考えるほうが妥当であろう。

綱誠は元禄十二年六月五日、「物吉貞宗」を継承しないまま歿し、その嫡男・吉通が尾張家四代を継いだ。この五ヶ月後、光友は所持していた多数の刀剣を孫の吉通に譲っている。その記録が「御腰物御脇差元帳 元禄十二年卯十一月」(徳川美術館蔵(武器古帳25))である。六年前の「御指料之御道具 上之御道具」とは順序が変わり、「物吉貞宗」は「無銘藤四郎」を抜いて帳の筆頭に挙げられている。

物吉御指料御小脇指 源敬様々被進之

一、貞宗代金百五拾枚 御拵有

記載情報をみても基本的に「御指料之御道具 上之御道具」の記述を引き継いでいるとわかるが、一方で順序を変え「物吉貞宗」を筆頭にしたことには、「物吉貞宗」の位置付けの変化が反映されているとみるのが妥当である。ここに、尾張家の御大切御道具筆頭としての「物吉貞宗」の第一歩を認めることができると考える。

三 四代吉通の時代

①「物吉御腰物御頂戴」儀式の成立

吉通の時代には、「物吉貞宗」が御大切御道具の筆頭となる。尾張家の記録史料「御家御記録」(徳川林政史研究所蔵)元禄十四年(一七〇二)三月一日条には次のようにある。⁽²⁰⁾

三月朔日

東照宮分 御家御代々御相伝之御脇指物吉貞宗 御頂戴ニ付、

「物吉貞宗」の継承と權威化

成瀬隼人正年寄中罷出、御用人指上之、御頂戴畢而隼人正

年寄中江 御手自御熨斗被下置之、

祖父・光友から「物吉貞宗」ほかの刀剣を譲られた翌年、元禄十三年十月に光友が亡くなり、更に年を越して光友の百ヶ月法要も終えた時期である。新当主・吉通が、家康から尾張家へ伝えられ、歴代当主が継承する品である「物吉貞宗」を受け継ぐ儀式が行われ、付家老の成瀬正親(二六三九―一七〇三)らの前で「物吉貞宗」が差し上げられたという。この記録により、この時点で、「物吉貞宗」が正式に御大切御道具の筆頭と認められたことがわかる。そして、儀式の行われた時期が吉通の家督相続の後でなく、光友の没後であったことからすれば、「物吉貞宗」は家督というよりはむしろ、尾張家における実質的な権力・權威の象徴として、吉通に受け継がれたと考えられる。

「御家御記録」には具体的な儀式の次第は記されていないが、当主が「物吉貞宗」を受け継ぐ儀式は「物吉御腰物御頂戴」と呼ばれ、後の世代にも行われていた。ここでは、儀式次第が記された現在知られている最も古い記録である、宗勝の「物吉御腰物御頂戴」から、儀式の内容を詳しくみていきたい。⁽²¹⁾

宗勝は、元文四年(一七三九)正月十三日、隠居を命じられた七代宗春(二六九六―一七六四)に代わり、尾張家の家督を相続した。その約二ヶ月後の三月十一日、宗勝は江戸にて「物吉御腰物御頂戴」の儀式を行なっている。この式次第が「江戸御小納戸日記」(徳川林政史研究所蔵)元文四年三月十一日条(史料5―A)に記録されている。⁽²²⁾「物吉貞宗」附属文書の中に含まれる同日付の「物吉貞宗目録」(史料1―B①)も参照しながら、式次第を確認すると、次のとおりである。

家臣らが並ぶ中、当主に近侍する御用人の星野八左衛門(円之助、則益生年未詳)一七四九が「物吉貞宗」を持ち出し、刀袋から出して宗勝に差し上げる。宗勝は「物吉貞宗」を頂戴してすぐに八左衛門に渡し、八左衛門は床に置いてある台の上へ置く。次に、御祝として熨斗を家臣たち一人一人に下賜する。家臣らは御意を賜り、城代に準じた職務にある御国御用人が拝領品の御礼を申し上げる。最後に、白鞘や箱などを八左衛門から御小納戸方が受け取り、宗勝の前で鞘を換えるなどして「物吉貞宗」を箱に収め、鍵をかけて封印をし、御大切御道具を取めた「御大切櫃」類と同じ場所に置いたという⁽²³⁾。

この儀式における当主と「物吉貞宗」との関係に注目すると、光友が帯刀していた時期とは全く異なる状況がみてとれる。宗勝は「物吉貞宗」を受け取ったのち、身に帯びることもなくすぐに床へ上げ、儀式が終われば箱に収納して鍵をかけていた。そこには秘藏意識を伴って扱われる御大切御道具としての「物吉貞宗」があり、崇敬の念をもって対峙する当主の姿がある。そして、「物吉貞宗」を頂戴することにより新当主としての正當な立場を指し示すことが儀式全体に意図されている。この儀式の意図は、吉通の時代にも共通していただろう。もちろん宗勝とは儀式の詳細が異なっていた可能性もあるが、「物吉貞宗」を継承することや、家臣から差し上げるといった儀式の骨子は変わらない。従って吉通の時代には既に、「物吉貞宗」は御大切御道具の中でも最も重要な品とみなされただけでなく、新当主の正統性を示すための品として威力を発揮していたと考えられる。

②権威化に伴う秘藏意識の拡大

宗勝の儀式次第からは、確たる秘藏意識が看取された。これに対し、吉通は「物吉御腰物御頂戴」の儀式の他、どのように「物吉貞宗」に接していたのだろうか。

若年の頃に吉通に近侍した尾張藩士・近松茂矩(一六九七―一七七八)⁽²⁴⁾が故事旧聞を書き記した随筆『昔咄』(元文三年(一七三八)序、名古屋市蓬左文庫蔵)卷四を参照したい。

物吉之御腰之物ハ御狩衣之時其外御座敷之内ニ而も 御祓・日光御鏡御頂戴等之時ハ必御懷劍被遊候由、御道中ハ御駕籠の内へ御入させられぬ、御代替り之時初めて上る、御役人へハ御いわひ被下物等あり、円覚院様御代ハ中御座之間御床之上に箱にいれ有之、急火之時ハ御小姓衆持て御供可仕旨なりし、此御腰物ハ此方にハなき筈なるか不思議に此方に伝われりと 瑞龍院様度々 御意なりし由、をよそ 源敬様御秘藏之御様子 朝庭の宝釵にひとしき事なりし由、目ぬきハまた、きの龍、これハ枯乗ほりし由、権現様見つめて居れハまた、きする様なりと 上意にてそれよりまた、きの龍といふよし、此御腰之物にハ金輪ありとぞ、

『昔咄』の記事の信憑性については、伝聞をもとにしており、本人も序文にて「真偽不決、誤謬不正事を書あらわす」云々と述べているとおり一考を要する。確かに収録された記事には「し由」と伝聞調で記される部分が多いが、それ以外の箇所には茂矩の知見が含まれているとも考えられる。これを手掛かりに記事を拾ってみると、吉通の頃には「物吉貞宗」は箱へ入れられた上、「中御座之間」の床に置かれており、急な火災の折には小姓衆が持ち出してお供するべきであった、という箇所がある。短期間

でも吉通に直接仕えたことからすれば、この部分については信憑性が高いと判断される。茂矩は江戸で吉通に近侍していたため、これは当主の居住する江戸・市谷上屋敷の様子であろう。⁽²⁶⁾岡崎氏によれば諸大名は基本的に「参勤交代で江戸に滞在しているときでも、什物中の什物を国元で保管し続けて」いたとされるなか、⁽²⁷⁾「物吉貞宗」は光友の隠居期間中に名古屋の大曾根屋敷へ移されていた可能性が高いものの、吉通への代替わりの後には再び江戸に所在していることが判明し興味深い。

また伝聞調でない部分に、当主が移動する際には駕籠の中へ入っていた、という一文もある。その直前の、「物吉貞宗」が帯刀された事例を記す部分は伝聞調で記載されていることから、茂矩が吉通に仕えた時期には、吉通が「物吉貞宗」を実際に身に帯びることは既になかったが、箱に入れた状態で駕籠に持ち込み携帯することはあった、と解釈できる。こうした取扱い方法の変化にも、「物吉貞宗」の権威化が進み、秘蔵意識が拡大していた様子を捉えることができる。

吉通の後、五代五郎太（一七一〇～一七三〇）から宗春にかけては、現在のところ「物吉御腰物御頂戴」の儀式の記録は確認できず、「物吉貞宗」の継承や扱われ方については未詳である。ただ、黒塗葵紋付箱の鍵の包紙の一つに「享保十六年三月十一日」の墨書があり、宗春が家督を相続した享保十五年（一七三〇）十一月二十八日の約三ヶ月半後にあたることから、あるいは宗春の「物吉御腰物御頂戴」に関わる包紙かとも想像される。⁽²⁸⁾いずれにせよ即断はできず、今後の史料発見が期待される。

四 八代宗勝の時代

① 「御譲り」刀剣としての「物吉貞宗」

八代宗勝が家督を相続した時期、既に「物吉貞宗」が御大切御道具の筆頭となっていたことは先に述べた通りである。基本的にこの時点での附属品が江戸時代後期を経て現在まで伝来していることも、「物吉貞宗」の位置付けが不動となっている証左である。「物吉御腰物御頂戴」についても言えるが、尾張家の分家・川田久保家出身で、同じく分家の四谷家当主となっていたところから、急遽、本家の家督を継ぐことになった宗勝の立場からすれば、自らの求心力を高めるためにも、「物吉貞宗」はとりわけ重要な存在であつただろう。こうした「物吉貞宗」の位置付けについては、宗勝の家督相続から数ヶ年の間に編纂・使用された刀剣の道具帳「御腰物元帳」（徳川美術館蔵〈武器古帳22〉）。以下、便宜的に「延享元帳」と呼称）にも明示されている。⁽²⁹⁾「延享元帳」は、由緒を軸とする格付け順に編纂されている点に特徴がある。駿府御分物や將軍からの拝領刀などの項目があるなか、最も重視されているのが代々当主の受け継いできた「御譲り」の刀剣である。⁽³⁰⁾「御譲り」の刀剣は、名物、または光友の指料、その他良い道具と定義されており、当主の指料にするため他所へ贈答などで遣わしてはならない門外不出の品であつた。

「延享元帳」において、「物吉貞宗」は「御譲り」の分類の内、刀の一番「池田正宗」に先行する形で記載されている。

承応三年

折紙有

一、物吉貞宗御脇指

代百五拾枚

「物吉貞宗」の継承と權威化

三四

無銘 長笥尺九分半、表裏樋梵字蓮花有

御鑑上下御鷄目 金無垢

御鯨黒

〔朱書〕
御譲 御星目釘赤銅

御代々御頂戴 御目貫金這龍

被遊候、尤 御小柄惣金地板斜子鳳凰三羽連

御前ニ有之、 御小刀則宣、蠟燭透シ

御下緒茶

「物吉貞宗」は通し番号の付かない、いわば別格の扱いである。この状況は、第一章にみた、他の刀剣とは切り離されて保管されていた江戸時代後期の管理状況を彷彿とさせ、既に御大切御道具として扱われていることが確認できる。

朱書の部分は、代々当主が継承してきたことが注記されている。第二章でみた光友隠居の折の道具帳「御指料之御道具 上之御道具」、光友から吉通へ譲られた刀剣目録「御腰物御脇差元帳 元禄十二年卯十一月」を振り返ると、いずれも義直（源敬）に由緒を求める一文が添えられている。第三章の吉通の「物吉御腰物御頂戴」儀式でも、「物吉貞宗」は家康の由緒に加え、歴代当主の継承してきた品として記されていた。すなわち、世代を経るなかで、義直や光友をはじめとする歴代当主が尊重され、尾張家の家としての正統性が確立されていき、その象徴である品々を継承する必然性も認識されていたと考えられる。そうした中で、「物吉貞宗」の御大切御道具としての性質も、「家康の刀剣」に、「歴代当主の継承してきた刀剣」という側面が加わって、それにより一層重視されていたことが、この朱書の内容からも明快にわかる。

また、朱書部分には御前に保管されているともあり、宗勝の時代には基本的に江戸に所在し、当主の身近にて管理されていたと推測される。吉通の時代から引き続き、什宝の中でも重視された御大切御道具の内、とりわけ象徴的な品であった「物吉貞宗」を江戸で管理していたことは、尾張家ならではの特徴と考えられよう。

②「物吉記」の撰文

宗勝は晩年、「物吉貞宗」の御大切御道具としての位置付けをより強固にする動きに出ている。ここで改めて「物吉貞宗」附属文書（史料1）を取り上げたい。この史料のうち「物吉記」（史料1-A①）は、これまで九代宗睦が作成したとされてきた。⁽³¹⁾しかし、今回改めて関係人物を検討したところ、先述した元文四年「物吉御腰物御頂戴」の折の「物吉貞宗目録」（史料1-B群）を別として、その他（史料1-A群）は宗勝の時代に、「物吉貞宗」および「南泉一文字」の記文作成のため、由緒・伝来の取り調べがなされた際の記録であると結論するに至った。このうち、大学頭・林鳳岡の弟子で当主の側に勤めた尾張藩士・久野彦八郎（俊明、一六九三～一七六五）から、御小納戸頭取を務めた尾張藩士・吉田主水（嘉亨、一七二一～八二）⁽³²⁾に宛てた書状「久野彦八郎書状1」（史料1-A⑥）には、記文作成の経緯が記されている。

それによれば、家の「重器」である「物吉貞宗」・「南泉一文字」の記録を作成し、刀剣に添えておきたいとの当主の意向があり、記文は松平太郎右衛門（君山、一六九七～一七八三）、書は御小納戸頭取の関又右衛門（生年未詳）一七二五～五八（歿年未詳）⁽³³⁾を介して彦八郎が仰せ付けられた。彦八郎は引き受ける際に、当主自身が記文を染筆すれば刀剣二振とともに失われる

はずはないと進言し、聞き届けられたため、当主が行書程度で染筆することを考慮し、かつ長文であるため要約するようにとの意向のもと、案文を認めた。そうしたところ玉置市正に聞き合わせるようにとの意向があり、市正の書付をもとに案文の修正をするよう指示を受けたという。その後、又右衛門が病となり、彦八郎が当主へ直に伺おうと思っていたが段々と長引いてしまった。記文の内容は別紙に認めた案のとおりである、と結んでいる。又右衛門が病で御小納戸頭取を辞職したのは宝暦六年（一七五六）十二月、その翌年二月に同役を命じられたのが主水である。このことから、この書状が記されたのは宝暦七年からそう遠くない時期と推測される。市正の最晩年としても、この時期が適当であろう。宗勝の家督相続時、すでに「物吉貞宗」は御大切御道具筆頭であったが、さらにその由縁を明文化することで、「物吉貞宗」の権威をより強固にする意図があったと考えられる。³⁴

それでは、実際に撰文された「物吉記」（史料1—A①）の内容をみてみよう。「物吉貞宗」は家康が戦の際に身に備え、帯びれば必ず勝つことから「物吉」と号が付けられたといい、また、家康側室で義直の実母である亀（相応院）が義直に伝えたという。確かに、駿府御分物に関わる諸記録に「物吉貞宗」は確認できないため、尾張家にもたらされたのは正式な遺産相続のタイミングではなかったとみられる。しかし、「玉置卜之書状」（史料1—A⑤）には「物吉貞宗」の戦勝にまつわる名物名の由来や、亀がもたらしたという伝来経緯は語られておらず、これらの伝承の真偽を確認できる史料は現在のところ未見である。「久野彦八郎書状1」にあるとおり、記文案は市正の書付をもとに修正するよう指示が出ているが、現状の「物吉記」と「玉置卜之書状」とで記載情報に隔たりがあることを考えると、あ

るいは「物吉記」は実態からは離れた要修正の内容のまま、ひとまず当主へ提出された可能性もあろう。

伝承の真偽はさておき、伝承の生まれた背景について考察するべく、義直が相続した駿府御分物に視線を移したい。家康の遺産である駿府御分物は、家康が晩年に居城とした駿府城に所在していた多様な品々であり、主に將軍家と御三家に分与された。このうち刀剣類については、水戸徳川家に伝来した、いわゆる「駿府御分物刀剣元帳」（徳川ミュージアム蔵、以下「刀剣元帳」と略称）によって分与の詳細が知られる。徳川義宣氏は、本記録に掲載される刀剣の九割以上が御三家へ分与されたこと、数は少ないものの、最高位の「上」に格付けられた腰物・脇指の全て、および「中」の腰物・脇指のおよそ半数が駿府城に残され、後に將軍家にわたったと指摘された。³⁵ また佐藤氏は、「刀剣元帳」には豊臣家伝来品をはじめ名物刀剣に比定される品も多数含まれているが、そのほとんどが將軍家に継承され、御三家へ分与されたのはわずかであることを指摘されている。³⁶ この状況について、改めて「家督相続と什物相伝は一体的なものであった」という岡崎氏の指摘を思い起すと、家康歿後にはまず將軍家への御大切御道具継承が当然優先されたことが想像できる。つまり、尾張家を含む御三家が相続した品々は、將軍家のために名刀・名物を取り分けた残りの品々であり、決して名品ばかりを譲り受けたわけではなかったのである。³⁷ このように家康が歿した当時の義直の所有刀剣の質を考えれば、「玉置卜之書状」（史料1—A⑤）にある光友の言葉のとおり、「物吉貞宗」が將軍家ではなく尾張家へもたらされたことは不慮の幸せと考えられていた状況も、より具体的に理解できる。「物吉貞宗」にまつわる伝承の背景に、義直が遺産を相続した当時の尾張家が置かれていた厳しい状況を捉えておく必要があるのだら

う。

なおこの計画どおりに進んだとすれば、宗勝の記した物吉記・南泉一文字記が存在したはずであるが、現在のところ存在が確認できない。ともすれば案の撰文に終わった可能性もないが、尾張家においてはじめて公式に「物吉貞宗」の由緒がまとめられたことには大きな意義があったと思われる。「物吉貞宗」の求心力や権威をさらに高める契機になったことは想像に難くない。寛政二年（一七九〇）に浦井信順による「物吉貞宗附属文書写」[史料3]が作成され、「物吉貞宗」と同箱にて保管されていたことからも、後世に及ぼした記文の影響力が理解できよう。

おわりに

「物吉貞宗」について、時代ごとの関連文献を検討しつつ、その性質や取扱いの方法が変化していく様相を辿ってきた。

「物吉貞宗」の最も早い記録は、光友の時代に遡る。光友は義直から家康所縁の「貞宗」を継承し、目貫を家康の由緒品に換えて由緒を強化し、「物吉貞宗」の名物名を確立することで、「物吉貞宗」の権威化を図っていたと考えられる。家中にもその重要度が浸透していたため、「物吉貞宗」はすでに家の歴史を物語る品、御大切御道具と認識されていたが、光友が度々実用していたこと、光友の指料の筆頭ではなかったことについては、「物吉貞宗」が秘蔵意識を伴う御大切御道具の筆頭へと至るまでの、権威化の過渡的な様相と捉えられることを述べた。続く吉通の時代には「物吉貞宗」が正式に御大切御道具の筆頭と認められ、新当主が「物吉貞宗」を頂戴することで自らの正統性を示す儀式「物吉御腰物御頂戴」が始まった

ことを述べた。儀式が行われたのが光友から「物吉貞宗」を譲られた時期ではなく、光友の歿後であったことからすれば、「物吉貞宗」は家督というよりはむしろ、尾張家における実質的な権力・権威の象徴として吉通に継承されたと考えられる。また吉通は光友のように帯刀することはなかったとみられることから、「物吉貞宗」の権威化の段階がより進み、秘蔵意識が拡大していたことを指摘した。そして宗勝の時代には「物吉貞宗」の「御譲り」の刀剣としての性質も重視される中、権威の更なる強化が図られていき、公式に由緒がまとめられたことが、尾張家における「物吉貞宗」の求心力をさらに高める契機となった可能性を指摘した。

ここで、相違が際立つ光友と宗勝の時代とを比較してみたい。「物吉貞宗」の尾張家における位置付けとしては、光友の時代は御大切御道具と認められるものの権威化の途上にあり、宗勝の時代には既に秘蔵意識を伴う権威化された御大切御道具筆頭となつて久しかった。「物吉貞宗」の性質としては、「祖父所縁の刀剣」から、「歴代当主が継承してきた刀剣」へと変化していた。当主と「物吉貞宗」との関係も、度々帯刀していた光友に対し、宗勝は儀式の折にも拝するのみであり、大きく異なっている。しかしながら両者とも「物吉貞宗」の権威をさらに高めようとする姿勢は共通しており、「物吉貞宗」を通じて先祖である家康や義直を含む歴代当主の威を借り、自らの正当性や権威を高め、家中に示すことを企図していることでも共通している。ここに、「物吉貞宗」の揺るぎない価値があることが改めて理解できる。他の歴代当主も同様に、それぞれの時期に即した方法で「物吉貞宗」に接し、その権威をさらに高めながら、所有者としてのその価値を享受し、利用していたと考えられる。

本稿では史料の紹介と解釈により「物吉貞宗」の実像を捉えることに終

始したため、他の刀剣類や多様な御大切御道具との関係についての観点や、将軍家や他大名・旗本家を含む広い視野などを欠き、課題も多く残されている。とりわけ家の歴史を物語る御大切御道具が必ず歴代当主に継承されていたのか、という点については疑問が残る。「物吉貞宗」は実質的な権力・権威の象徴として光友が保有し、その結果、綱誠には継承されなかったが、同じ様相を呈しているのが、斉朝から慶藏にかけての代替わりである。斉朝には「物吉御腰物御頂戴」の儀式の記録がある⁽³⁸⁾。そして第一章で取り上げた「御両所様 御太切御半櫃入記写」によれば慶藏が「物吉貞宗」を保有していたことは明らかで、「物吉御腰物御頂戴」の儀式の記録もある⁽³⁹⁾。しかし十一代斉温（一八一九～三九）・十二代斉荘（二八一〇～四五）の儀式の記録は管見の限りでは確認できておらず、あるいは光友と同様に斉朝も、自らが継承した「物吉貞宗」を隠居後も保有して、自らの権威・権力の不変であることを家中に示そうとしていた可能性もあるかと思われる。また、「物吉貞宗」は江戸の市谷上屋敷にて当主の側近くに保管されるのが基本だったとみられるが、これについては他の御大切御道具の保管状況とも照らし合わせる必要がある。いずれもさらなる史料の精査をし、他大名家・旗本家などの事例や将軍家の動向も考え合わせながら、引き続き御大切御道具と、その筆頭「物吉貞宗」を取り巻く様相を検討していきたい。

史料翻刻

凡例

- ・旧字は適宜、新字に直した。
- ・改行は基本的に史料のまま示した。
- ・傍線は史料のまま示し、読点、中黒は筆者が付した。

史料 1 「物吉貞宗」附属文書

「物吉貞宗」に關係する書類一包で、現在は刀剣折紙類とともに保管されている。なお、史料1—A①④、史料1—A⑤⑧がそれぞれ包紙で一括されている。

1—A① 「物吉記（記文案）」

^(包紙 史料1—A①④一括)
「物吉 南泉 記文案 両通

右御拵書付 一通

梵字型 両通」

^(包紙貼札)
「南泉ノ記文ハ南泉一文字ニ附属セシム」
^(端裏貼札)
「記文案」

物吉記

刺刀長一尺九分余相模国刀工貞宗
所製云刀背面成漕^(槽カ)又鑿成悉曇文宝
劍蓮華花様号物吉初

「物吉貞宗」の継承と權威化

東照宮在參河戰鬪常以之為備身臨陣

必帶每獲捷云因号物吉邦語訓毛乃

与之猶言百事吉祥成速治平日囑

太夫人相応院主伝諸我

高祖敬候以至于予

1—A② 「物吉御脇差（拵書付）」

〔端裏貼札〕
「拵書、付」

物吉御脇差

装貼

御鐮 上下嵩雀目 金無垢 無垢金

御鯨 黒漆

御目釘 赤銅 栓

御目貫 金龍

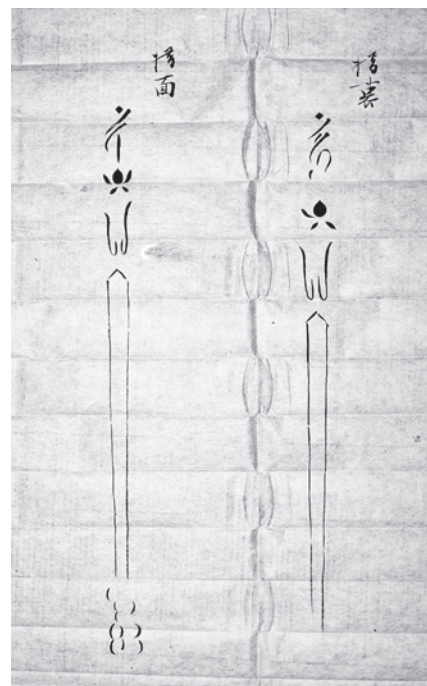
御小杷 金地斜子鳳凰

御小刀 則宣 蠟燭形疏

御下緒 茶 青褐色

1—A③ 「物吉貞宗梵字型1」

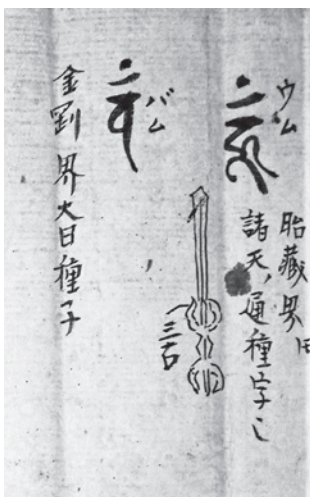
〔端裏貼札〕
「梵字型1」



挿図1 余白部分を切り取って記載

1—A④ 「物吉貞宗梵字型2」

〔端裏貼札〕
「梵字型2」



挿図2 余白部分を切り取って記載

1—A⑤ 「玉置卜之書狀」

〔包紙 史料1—A⑤—⑧〕括
御物吉 南泉御腰物 玉置卜之書付上候」
〔端裏貼札〕
「玉置卜之書翰」

覚

一、物吉御小脇指御目貫之事

右御脇指者

東照宮御道具之内ニ而

分而御大切ニ被 思召、全体

公方様ニ御伝可有之御道

具ニ候得共、御家江御分ケ

被進候事、不慮之御仕合と

瑞竜院様御意度々奉

承知、御狩衣被為 召候節ハ

必御懷劍、其外御神事

御頂戴物等御身清之節ハ

御上下ニ而も御指被遊、御大切之

御噂ハ常ニ承知仕、尤其

御席ニ右金龍之御目貫ハ

祐乗作之内ニ而も勝レ、久敷

御詠メ被遊候得ハ、龍まだ、きを

致候様ニ見ヘ候と

東照宮上意有之候旨

御聞伝之由、

瑞竜院様御意度々奉

承知候、右ハ 御家江被得

候後、まだ、き之御様シ有之候

御様子ニハ無御座、

瑞竜院様共ニ慥成御聞

伝之御噂ニ承受居申候、右

まだ、きの沙汰、下ニ而彼是

申伝候体ニ候ヘ共、御直之

御意折々奉承知候事故

外之雑談ハ耳ニ留リ候儀も

無御座尤覺不申候、右之通

御用ヒ之度々取扱候得共、

御小脇指之事故、御目貫

之外、御拵ニ見留メ候儀も無

御座候、

一、南泉一文字御脇指之事

是も御由緒重ク御大切ニ

思召候御道具之由ニ候ヘ共、私

御側ニ居申候節ハ

泰心院様御部屋之内ハ

御指料ニ御譲、御少サ刀ニ

御用ヒ被成候由ハ承候得共、

御部屋と相停候事故、

終ニ手取致拜見候儀、後迄

無御座、御小道具如何様ニ

御座候歟も不存、下之申

伝も不承候、右御脇指ハ

いつの事ニ而候歟、身を抜キ

取扱候節猫来リ候処、不思議ニ

自然と切レ候付、南泉和尚

猫を被切候依故事ニ其名

附候、銘剣之由承候迄ニ而

委敷儀ハ曾不存候、

一、右一文字之御拵尤透と不存候内、

瑞竜院様御指料御脇指

御小柄之内、祐乗作と哉覽旨

亀ノ浮木之彫リ殊之外古ク、素人

目ニハ見事ニも不見、色絵之

様子も委敷覺不申候得共、

御由緒之御道具之由、御大切ニ

御用ヒ被成候御小柄有之候、右

一文字ニ附候御由緒之御道具ニ

候ハ、一文字と一所ニ可被進所、

御小柄計有之儀、別之離レ物ニ

候哉難計御座候、御書付之

趣ニ合イ候様成御小柄を覺

候ニ付、私共不存、已前

瑞竜院様御脇指ニ而御指

被遊其節ハ盲亀浮木之

御小柄を被附候得共、

泰心院様御少サ刀ニ御讓之

御様子ニ候故、其節三所物等ニ

御改被進御小柄離レ物ニ成候故

残り候儀ニも候哉、右一文字

瑞竜院様御指被遊候節

御脇指ニ候哉、御少サ刀ニ候哉、

夫迄ハ不承置、最初ハ

泰心院様御少サ刀と計覺

居申候事御座候、御書付之面

御小柄之模様右残り候御小柄と

合イ候様ニ被存候故、同様ニ聞ヘ候

名物二ツ可有之儀も不審ニ

被存、若御吟味之為ニ茂と

存候ニ付、乍無覺束記之候、

右之儀私覺居申通為書

候得共、六七拾年以前之儀

殊更當時極老病衰萬

不慥候故、右ニ記候趣茂覺

違失念等も難計候ヘ共、當時も

慥成様ニ任覚候趣ニ為書

進之候、以上、

十一月十七日 玉置卜之

1—A⑥ 「久野彦八郎書状1」

(端裏貼札)
「久野彦八郎調書」

「久野彦八郎ノ目錄ニ関又右衛門書付トアルハ本書歟」

物吉

南泉

右御腰物之儀、至而

御家之御重器ニ被

思召候付、右之記録相認

御添被指置候様ニ可被遊と之

御儀ニ而、記文ハ松平太郎右衛門ニ

被 仰付、相認候儀は私江

可被 仰付旨関又右衛門を以

被 仰出奉畏候旨御請

申上、其節又右衛門迄私申候ハ

此御腰物御各別之御重器^(ツ)

永々

御賢子孫様江御伝之

御儀御座候得は、同しくハ

御上御染筆被遊御添之

指置候ハ、御記文御腰物と

永々迄も御退転有御座

間敷と乍憚奉存候旨申上候、

右之趣又右衛門達

高聴候処、尤ニ被

思召候間左候ハ、記文行書位ニ

御染筆可被遊候間、其心得ニ而

御案相認候様ニと之御儀御座候、

且又記文長過候間随分

要文之所、專一ニ仕御案

相認候様ニと被

仰付、記文御案簡要相認

置申候処、玉置卜之江聞合

候様ニと之御儀御座候而、又右衛門江被

仰付卜之返事又右衛門合指上

御覽相済、先私江御預リニ

仕書加候事相見候ハ、無抛事ハ

記文之中江書入候様ニと之御儀

御座候、其後又右衛門病身ニ

罷成候故、私乍憚御直ニも

御機嫌之御様子見合、何とそ

可奉伺成と奉存候中、

追々遅引ニ罷成候事ニ

御座候、右記文之趣別紙

認置候案之通御座候、已上、

八月十四日 久野彦八郎

吉田主水様

1—A⑦ 「久野彦八郎書状2」

〔端裏貼札〕
「久野彦八郎書翰」

御手紙致拝見候、

頃日御咄申上候

御腰物記之儀、

昨日以御席

御耳御達ニ成候処、

何れにも先

御覧可被遊候間、書付

不残差上候様ニ可仕候間、

御紙面之趣承知仕

則御使江相渡進之候、

被受取可申候、

八月十四日 久野彦八郎

吉田主水様

1—A⑧ 「久野彦八郎目録」

〔端裏貼札〕
「久野彦八郎書目録」

記文案 一包 五通

外ニ 玉置卜之返書

関又右衛門書付

右之通御座候

八月十四日

1—B① 「物吉貞宗目録」

〔包紙〕
「物吉御腰物 目録」

〔包紙貼札〕
「第二号」

覚

一、御物吉 白鞆
袋入 一腰

折紙添

御柄鮫黒御鑑金

金龍御目貫

御小刀 則宣

御小柄金 鳳凰置物
白鞘添

右黒塗箱入 御紋付
右箱鍵添

黒塗 御鞘袋入

御下緒 茶

金鶏目

右桐箱入

右外家之箱鍵添

右之通ニ御座候、以上

元文四未

三月十一日

B② 「物吉貞宗目録写」

1—B① 「物吉貞宗目録」の写しで、末尾の年月日（二行分）の書き入れがない。ここでは包紙の記載情報のみ翻刻する。

〔包紙〕
「物吉御腰物目録」
〔包紙貼札〕
「写」

「物吉貞宗」の継承と権威化

史料2 「南泉一文字記」

史料1と本来一具であったが、後に「南泉一文字」附属文書として別置されたとみられる。

南泉一文字記

研上無銘刺刀長二尺三分余号南泉一

文字刀相伝室町家在軍府之日命工礪之

挂壁之際有一猫児跳而触刃断為兩段驚

異以為神物乃号南泉蓋取之普願禪師斬

猫之話云一文字者後鳥羽朝刀工之称也

嚮慶長辛亥春故内府豊臣公会

東照宮于洛来献物刀亦在献中

命藏諸駿州秘府

台廟纂統秘府之藏尽頒錫於 宗室以故刀

又歸於我

高祖敬侯伝至于予

史料3 「物吉貞宗附属文書写」抄録

「物吉貞宗」附属文書（史料1）と「南泉一文字記」（史料2）を写した史料で、浦井信順なる人物の寛政二年（一七九〇）の奥付がある（「物吉貞宗」拵に附属して保管）。史料1—A①、同②、史料2、1—A④、同③、同⑤、同⑦、同⑥の順に筆写している。本論ではその性格から「物吉貞宗附属文書写」と仮称することにする。ここでは史料1・2にはない部分を抄録する。

(表紙)

物吉 南泉 記文案 両通

右御拵書付 壺通

梵字型 両通

残雪御鐔 盲亀浮木御小柄書付 壺通

久野彦八郎手紙 弍通

(1—A⑤と同⑦の間)

一、残雪御鐔

玉はこの道ある御代にふる雪は 昔のあとそ猶残りける

一、盲亀浮木御小柄

東照宮御指料之由

(1—A⑥の後、奥付)

于時寛政二年庚戌七月 浦井信順謹写

史料4 「本阿弥光温折紙」

相模国貞宗

正真 長サ壹尺九分半無銘
表裏剣并梵字蓮
華有之

代金子百五拾枚

承応三曆午

九月三日 本阿(花押)

史料5 「江戸御小納戸日記」抄録

尾張徳川家当主の側に仕える御小納戸役人が記した日々の記録で、そのうち当主が江戸在府の時期に書かれたのが「江戸御小納戸日記」である。「物吉御腰物頂戴」について確認できた元文四年(一七三九)の八代宗勝、寛政十二年(一八〇〇)の十代斉朝、弘化二年(一八四五)の十三代慶藏の三件を翻刻する。

5—A(元文四年)

三月十一日

(中略)

一、物吉御腰物御頂戴ニ付御臣下老衆 御目通江被

出、但南御縁
かわニ出座取扱御用人星野八左衛門御腰物持出

御頂ニ而御袋
取之持出ル差上、御頂戴被遊、直ニ御渡被遊候、八左衛門

御床江上置退之、尤右御腰物載候臺御包のし添兼而
奥江廻り申衆先達而御床江出シ置御のし出

御祝被遊、老衆へも銘々御のし被下退被申候、其後

御用列一等ニ被為召、御意有之、退而八左衛門召之

御のし被下、于時御小袖壺御広蓋ニのせ仲ケ差上ル、

直ニ御取八左衛門江被下置、御のし御広蓋引、八左衛門罷出、

御国御用人披露拝領物之御礼申上ル、

御召服御のしめ御半上下、将又御国御用人披露ハ先例

同心頭取扱と相見候付、思召ニ而御国御用人取扱ニ相成候、

一、物吉御替鞘御上箱等（八左衛門）ハ左方ニ受取、於 御前

夫々ニ取扱納置、御直符被為付候、右御鍵ハ仲ケ

致封印、御大切櫃類と一所ニ差置之候、

5—B(寛政十二年)

三月十三日

(中略)

一、左之通申聞有之候、

袖書

御小納戸頭取衆

物吉御腰物御頂戴被遊候間、右

御腰物当朝御書院ニ之間後ニおゐて

御用人江御差出可有之候、

右御腰物、御用人ニ御納戸江相渡

御仕組等取扱、

御頂戴之節御座之間江御用人

持参致候事、

一、於御座之間 御頂戴有之、御次第別紙

之通ニ候間、御召服其外諸事宜御取扱

「物吉貞宗」の継承と權威化

可有之候、

但右御次第ニ相見候白木台ニ御熨斗

添并御熨斗鮑共、各江懸合相廻候様

御賄頭江申渡候、

一、御目通江罷出候輩并御腰物取扱候輩

熨斗目麻上下着用之事、

一、御頂戴相済候上、御腰物取納方等各御取扱

可有之候、

右之通御心得、奥向之衆江も御申通可有之候、

物吉御腰物

御頂戴之御次第

一、御座之間御褥御刀
懸無之

御着座御熨斗目
御半袴

御着座以前白木台ニ御熨斗添

御床ニ置之、御正面江御熨斗鮑

出置之、

一、御年寄共ニ之間南之方着座、

物吉御腰物御用人持出之袋ニ

出シ

御前江差上之、

御頂戴被遊、相済而御用人江御渡

被遊、御床ニ有之台之上ニ置之退去、

御年寄一同座を進ミ御祝詞申上、

次ニ御側大寄合御用人一同出座

御目見相済而退去、

以上

三月十三日

一、右物吉御腰物御頂戴相済而、宜段御用人

言上、表御座之間江 渡御、

彈正大弼様御位階御昇進、

摂津守様御官位被 仰出候御礼被

仰上候、 下ケ札

但今日ハ

摂津守様御不快御断被 仰上候、

(後略)

5—C(弘化二年)

九月廿八日 主水、多門、志津摩、鉢之助新太郎

(中略)

一、今日物吉御腰物

御頂戴前日御用人申間候
趣御相統留ニ見ニ付、四半時頃

御召廻為相触、御用人は
打合候上

御召替被遊、御年寄衆

御座間江被相廻候上、宜段申上

御座間江 出御、

御着座被遊候、境ニ而御下段御敷居外ニ

罷在候同役^{主水}取扱之御用人江具合

候上、同役ハ犀之御杉戸際江披キ左之御次第

書之通時服差上方御次第書ニハ御小納戸
取扱之様ニ相見候得共多門取扱相済而、昨記ニ

相見候通紅白御反物十反、大隅守殿江

御手自被下筈候間、

御前江差上候様申聞候付、御熨斗鮑

引候上、右御反物十反紙包水引懸
御広蓋ニ載

御前江御右之御膝前江御前ヲ
上ニして多門差上ル同役今差上候と隼人正殿

申上ニ被罷出候上、大隅守殿被罷出

御手自被下之老年迄健ニ而相勤候付紅裏相
用依而被差遣旨 御意有之頂戴、

退去、再被罷出御礼、御年寄衆御取合

之上都而退去、

但時服差上方之儀、御広蓋ニ載

御前御右之御膝前ニ御熨斗鮑出居

候付、御左之御膝前江襟之方御右ニして

差上ル、

一、内記拝領之時服、大隅守殿拝領之御反物、

為請取、御小納戸兩人犀之御杉戸内江

出張、夫々請取、御広蓋ニ載役所江相廻

候付、御用部屋坊主江相渡之、

物吉御腰物

御頂戴之次第

御座間御上段御褥御刀
懸無之

御着座御熨斗
御半襦

御着座以前御熨斗鮑御床ニ飾置

物吉御腰物広蓋ニ載之御用人

持出

御前ニ備之、

御頂戴相済而御用人江御渡被遊、広蓋

之俣御床ニ置之退去、

御褥御刀懸出之御熨斗鮑

御小性持出

御前ニ備之、

両家御年寄

御年寄

一同御下段御敷居外江出席、

〔朱書〕

〔夫へト〕

御意之上御下段中程江座を進ミ

御目見、

〔朱書〕

〔目出是へト〕

御意有而忝人充

御側江進ミ

御手自御熨斗鮑被下置退去、

御側御用人

取扱之外御用人

一同御下段御敷居外江出席、

御目見、

〔朱書〕

〔目出度ト〕

御意有而退去、于時時服広蓋ニ載之

御小納戸持出

御前ニ備之、

取扱之御用人成瀬内記

御下段御敷居外江出席、

御目見、

〔朱書〕

〔是江ト〕

御意有而

御側江進ミ

〔朱書〕

〔目出度ト〕

御意之上

御手自御熨斗鮑被下置、次ニ時服

被下置頂戴退去、広蓋御熨斗鮑

引之、重而内記御敷居外江出席、御年寄

御取合申上退去、

以上

九月廿八日

一、右都而相済候上、引続

摂津守様・中務大輔様

御対顔之筈

今日

御二方様御参

殿御機嫌御伺有之候而

之有無も御伺有之候処

縫殿ト及談判候処同人

御先代之振

〔虫損〕

〔虫損〕

〔虫損〕

〔虫損〕

〔虫損〕

〔虫損〕

〔虫損〕

〔虫損〕

〔虫損〕

〔虫損〕

〔虫損〕

〔虫損〕

〔虫損〕

〔虫損〕

〔虫損〕

〔虫損〕

〔虫損〕

〔虫損〕

〔虫損〕

〔虫損〕

〔虫損〕

〔虫損〕

〔虫損〕

〔虫損〕

〔虫損〕

〔虫損〕

〔虫損〕

御前御用等相済候上御褥御刀懸引之

御着座之御様子奉伺、

撰津守様・中務大輔様江申上同役御案内

申上候上、御出座、

御対顔相済而 入御、

一、前頭御腰物、御床上ニ有之候付、同役持参

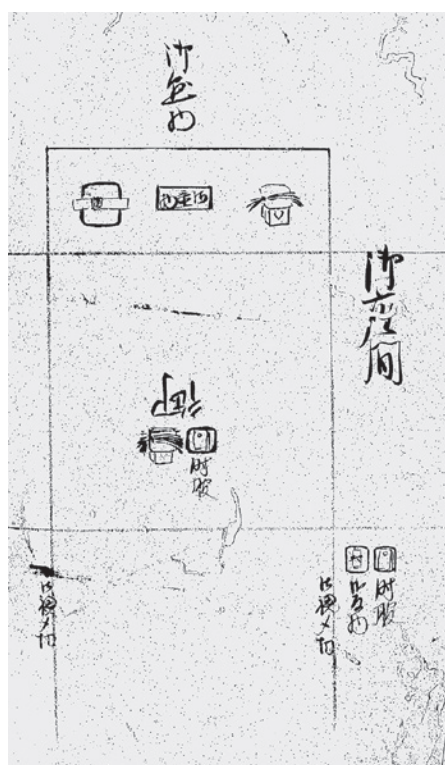
御休息江出候御半櫃江直ニ相納、如元白鞘等江

納方ハ於同役取計候付、其段御側懸并ニ

御腰物方御納戸江も為承知談置、

一、右ニ付例朝 御目見不被 仰付候、

一、前頭 御頂戴等之節御間図面を (虫損)



挿図3 余白部分を切り取って記載

註

(1) 武家と刀剣のかかわりについては次の論考に詳しい。

・佐藤豊三「室町時代の贈答刀剣について」『金鯢叢書』一五、徳川黎明会、一九八八年。

・佐藤豊三「名物刀剣の銘について」『金鯢叢書』三一、徳川黎明会、二〇〇四年。

・山本泰一「尾張徳川家と将軍家の贈答について」献上および拝領の大名道具——徳川美術館編『尾張徳川家の家宝——里帰りの名品を含めて——』徳川美術館、二〇一〇年。

・佐藤豊三「日本の伝統的美的価値「名物」と刀剣」(佐野美術館・徳川美術館・富山県水墨美術館・根津美術館編『名物刀剣——宝物の日本刀——』佐野美術館・徳川美術館・富山県水墨美術館・根津美術館、二〇一一年)。

(2) 前掲註(1)山本論文を参照。

(3) 安藤香織「尾張徳川家伝来の刀剣と道具帳」(徳川美術館展 尾張徳川家の至宝)石川県立歴史博物館、二〇二一年。

(4) 近藤周平・吉川賢太郎共編『黎明会名刀図録』日本刀剣保存会本部、一九六〇年。

(5) 岡崎寛徳『近世武家社会の儀礼と交際』(校倉書房、二〇〇六年)。主に第十一章・第十三章を参照。

(6) 刀剣そのものについての情報は、徳川美術館編『新版徳川美術館蔵品抄③ 刀剣・刀装具』(徳川美術館、一九九八年)、徳川美術館編『徳川美術館所蔵刀剣・刀装具』(徳川美術館、二〇一八年)を参照。

(7) 「御両所様 御太切御半櫃入記写」について詳細を記しておく。「御太切物目録 写共四冊」と外題のある文書に含まれる一冊で、「御太切御半櫃入記全」(A)・「御太切御半櫃入記 赤革御長持入記 控」(B)・「御本丸小天守納御道具并御屏風類 御小納戸頭取」(C)・「御両所様 御太切御半櫃入記写」(D、本文で引用)の四冊が合綴されている。Cを除き、皆、「物吉貞宗」を収納する「御太切御半櫃」を中心に記している。収納品に示される当主の院号に着目すると、A・Bは十三代慶藏まで、Dは九代宗睦までが諡号で記載されて

おり、書写または原本成立の時期はDが遡るとわかる。Dの中将様について十四代慶勝の可能性もなくはないが、Dの情報を更新してA・Bが編纂されていることからすれば、慶藏とするのが妥当と考える。

- (8) 前掲註(7)にて紹介した「御太切御半櫃入記」(A)の「物吉貞宗」部分は、内容はほぼ同一だが、「御物吉」と「右御鞘黒塗」の箇所が一つ書きで示されており、「御柄」から「御小柄」までの附属品が刀身と同箱で、黒塗鞘のみが桐箱にて別に保管されていたことが明確にわかる。また黒塗鞘には「御物吉鍵共入」と添え書きがあるため、刀身用の黒塗御紋付箱が鍵をかけられる品で、その鍵は桐箱へ保管されていたことも判明する。

- (9) 前掲註(8)を参照。

- (10) 御紋付溜塗箱は現在確認できないため、伝来の途次で失われたかとみられる。白鞘の柄は江戸時代末期以降に補われたのであろう。

- (11) 光友相統時の道具帳については前掲註(1)佐藤論文「名物刀剣の銘について」、前掲註(3)安藤論文を参照。なお、「慶安四年御腰物帳」には遺産相続を示す「御分物」や、將軍からの「御拝領」、義直自身による購入など、義直が各刀剣を所蔵するに至った理由が簡潔に記されている。他に紀伊徳川家・水戸徳川家からの進上なども散見されるが、「大殿様今被遣内」の刀剣は比較的数量が多く、太刀一振、刀十一振、脇指九振が記録されている。大殿とは、この場合は義直の父・家康のことを指す。この記録により遺産相続より以前に家康から贈られた刀剣があったことがわかるが、名物刀剣や、吉光・正宗といった最高位に位置付けられる品は含まれていない。

- (12) 「士林派廻」(名古屋市蓬左文庫蔵)による。同史料によると、父・嘉季は義直の側室さい(貞松院)の姪の子で、幼い頃から義直の側に仕えた後、光友にも仕えていたが病で致仕・隠居したため、市正の兄弟・直承が家領を継ぎ、市正は光友の小姓として召出された。この世代交代の時期は未詳だが、直承の記録には、相続に続き、延宝六年(一六七八)に大番頭となったとあるため、それ以前とみて良いだろう。市正は光友に重用されていたとみられ、元禄六年(一六九三)に光友が隠居すると家老を仰せ付けられ、そのまま光友最晩年の元禄十二年まで仕えたことがわかる。なお、生年は近松茂矩『昔咄』巻五(名古屋

屋市蓬左文庫蔵)に、光友の隠居に伴い家老職となった時が二十六歳とあることから算出した。

- (13) 小脇指には目貫のみが附属するものと読めるが、越前松平家十四代慶永(春嶽、一八二八〜九〇)が著した『幕儀参考』(松平春嶽全集編纂刊行会編、原書房、一九七三)によれば、脇指は小脇指とも言い、合口拵で二所物(目貫・小柄)が附属するという。このように江戸時代後期には脇指と小脇指に違いはないようだが、江戸時代前期には異なっていた可能性もあり、その精査は今後の課題としたい。

- (14) 前掲註(1)佐藤論文「名物刀剣の銘について」を参照。

- (15) 前掲註(1)佐藤論文「名物刀剣の銘について」を参照。

- (16) 「享保名物帳」については前掲註(1)佐藤論文「日本の伝統的美的価値「名物」と刀剣」の他、次の論考に詳しい。

- ・辻本直男『図説刀剣名物帳』(雄山閣出版、一九七〇年)。
- ・渡邊妙子「名物・名刀の銘が語るもの」(佐野美術館・徳川美術館・富山県水墨美術館・根津美術館編『名物刀剣「宝物の日本刀」』佐野美術館・徳川美術館・富山県水墨美術館・根津美術館、二〇一一年)。
- ・川見典久「享保名物帳」の意義と八代將軍徳川吉宗による刀剣調査」(『古文化研究 黒川古文化研究所紀要』一五、黒川古文化研究所、二〇一六年)。
- ・酒井元樹「いわゆる『享保名物帳』に関する一考察 島根・和銅博物館保管『名物扣』影印・翻刻」(『東京国立博物館紀要』五六、東京国立博物館、二〇二一年)。

- (17) 前掲註(16)酒井論文を参照。

- (18) 正本は失われたとみられるなか、本史料は控えとはいえ刀剣と道具帳を光友の隠居先へ移動させた旨の同年の書付が貼り込まれるなど、この刀剣贈与の現場で用いられた可能性が高い。内容は、光友指料が脇指・太刀・刀・中脇指の順に一つ書きで挙げられ、続けて尾張家の「上」の刀・脇指が列記される。正本では、光友の元に留める品に御印判が捺されたようで、この史料では方形印の外形が写され、朱で「御印判」と書き添えられている。また御印判の捺されなかった品は、当主となった綱誠に譲られるとの旨が記載されている。「物吉

貞宗」以外も、指料は十八振のうち三振のみ贈与に選んでおり、大方手元に残したようである。「上」の刀剣は八振のうち五振を贈与している。

- (19) この家督相続時には光友から綱誠へ「刀 金象嵌銘 正宗磨上 本阿弥(花押) 名物 池田正宗」(重要文化財、徳川美術館蔵、以下、「池田正宗」と略称)および「短刀 無銘 貞宗 名物 奈良屋貞宗」(徳川美術館蔵。以下、「奈良屋貞宗」と略称)が大・小で組み合わせられ、祝儀として贈られたことが、尾張家の記録史料「御家御日記」・「事蹟録」や、朝日重章著『鸚鵡籠中記』(いずれも徳川林政史研究所蔵)の元禄六年五月一日条に確認できる。「御腰物請取方帳」(元和七年・寛永十五年(一六二一―一三八)、徳川美術館蔵(武器古帳21))によると、「池田正宗」は伊達政宗―池田長吉―二代將軍秀忠と伝来し、寛永十三年(一六三六)九月二十一日の三代將軍家光の御成において義直へ下賜された品である。「奈良屋貞宗」は奈良屋宗悦―豊臣秀保―秀吉―秀頼―二代將軍秀忠と伝来し、元和九年二月十三日の秀忠の御成で義直が拝領した品である。その後、一旦將軍家へ献上されたようである。寛永十七年五月十四日、家光の紀伊徳川家への御成で同家初代頼宣へ下賜された際に、尾張家の「和泉藤四郎」と交換することであり、再び尾張家に渡ったと記録にある(「御腰物請取方帳」・「慶安四年御腰物帳」による)。

- (20) 元禄十四年三月一日の「物吉御腰物御頂戴」儀式については、徳川美術館学芸部部長代理・吉川美穂氏よりご教示いただいた。なお、幕末の尾張藩士・阿部直輔による尾張藩の通史『尾藩世記』元禄十四年三月一日条にも同様の記録がある。

- (21) 志賀太郎「改革の時代 八代宗勝と九代宗睦」(徳川美術館編『尾張の殿様物語』徳川美術館、二〇〇七年)に紹介されている。

- (22) 他に、「御家御記録」(徳川林政史研究所蔵)の元和三年三月十一日条にも簡単な次第が記録されている。

- (23) 式では黒塗鞘を使用したはずであり、式後に持ち出された「御替鞘」は白鞘のことと考えられる。「御上箱」は鍵付きの黒塗葵紋付箱、もしくは鍵付きの外箱(外家・御紋付溜塗箱)のことであろう。「御大切櫃」は「御両所様 御太切御半櫃入記写」にも記された御大切御道具を納めた櫃を指すとみられるが、

「御両所様 御太切御半櫃入記写」では溜塗御紋付箱(外箱)ごと半櫃に収納されているように記録されているのに対し、この「江戸御小納戸日記」の記述では櫃に収めたとは読めないため、管理状況としては全く同一ではないようである。

- (24) 『稿本藩士名寄』・「士林沂泗」(いずれも名古屋市蓬左文庫蔵)によると、茂矩は正徳二年(一七二二)から吉通に近侍し、その翌年に吉通・五代五郎太が相次いで歿し六代継友が家督を相続するまで、短期間であるが小姓を務めた。

- (25) 名古屋市蓬左文庫の著者写とされている写本七冊を参照した。『名古屋叢書 二四 雜纂編(一)』(名古屋市教育委員会、一九六三年)にも翻刻されている。

- (26) 中御座の間は名古屋城二之丸御殿にも所在したことが知られているが、『昔咄』には他にも江戸下向中のこととして中御座の間での様子が語られる箇所がある。また徳川林政史研究所非常勤研究員・渋谷葉子氏より、吉通在任中の市谷上屋敷の絵図「尾州侯市買御屋敷絵図」(名古屋市鶴舞中央図書館蔵(市谷上屋敷))に「中御座の間」と記される部屋はないものの、「御家御記録」元禄十四年十月十日条・宝永五年四月三日条・同七年四月七日条に市谷上屋敷内の中御座の間の記載があるのご教示をいただいた。以上により、この場合には市谷上屋敷として良いと考える。

- (27) 前掲註(5)岡崎論文を参照。

- (28) 黒塗葵紋付箱の鍵には現在、二重の包紙があり、内に「元文四年三月出来」外に「享保十六年三月十一日」の墨書がある。前者は宗勝の「物吉御腰物御頂戴」の時期であり、鍵がその際に作られたとも解釈できる。外包に古い年号があることの理解に苦しむが、あるいはこれは外包ではなく、現在は確認できない外箱(外家の鍵の包紙の可能性もある)であろう。

- (29) 「延享元帳」については前掲註(3)安藤論文、同「文政年間における刀剣蔵帳の分類について」(徳川美術館編『徳川美術館所蔵 刀剣・刀装具』徳川美術館、二〇一八年)を参照。宗春を「前中納言」と表記し、宗勝の側室で元文五年(一七四〇)九月二十三日に歿した三保を「教性院」と院号で表記すること、また各項目に付された追記の年号などから、「延享元帳」の編纂の上限は元文五年と推定できる。下限の目安はこの帳面の冒頭の書き付けにある延享二年

(二七四五)十二月であり、この時期に新たに「御大切」・「義」・「礼」・「智」・「信」の五つの分類による仕分けと編入が実施され、新しい道具帳が編纂されたとみられることから、「延享元帳」は比較的短期間に使用されたと推測される。

- (30) 目録や見出しに記された分類名を順に表記すると、「御譲り」・「駿河御分ケ物」・「御拝領」・「御太刀」・「御天守物」・「御小サ刀」・「御代々御指料下り」・「紀州様水戸様御被進」・「寄物」・「御買上」・「由緒出所不知」となる。駿府御分物(駿河御分ケ物)は二番目である。

- (31) 前掲註(4)近藤周平・吉川賢太郎書。

- (32) 彦八郎は大学頭・林鳳岡の弟子で正徳六年(一七一六)に六代継友に召出され、以来、御書院番や奥御番、御供などを務めた尾張藩士(『稿本藩士名寄』(名古屋市蓬左文庫蔵)・『士林浜廻続編』(名古屋中央図書館蔵))、主水は享保十六年(一七三二)に父の遺領を継ぎ馬廻組を仰せ付けられ、宝暦七年(一七五七)から明和六年(一七六九)にかけて御小納戸頭取を務めた尾張藩士で(『稿本藩士名寄』・『士林浜廻』(いずれも名古屋市蓬左文庫蔵))、いずれも当主の側に勤める役職である。

- (33) 『士林浜廻続編』(名古屋中央図書館蔵)による。

- (34) その他の書状についても一通りみておくと、「久野彦八郎書状2」(史料1—A⑦)は、当主へ上申するべき内容として書かれた「久野彦八郎書状1」を差し出すにあたり、主水への説明として添えた書状とみられる。それによれば、昨日、記文について当主に報告したところ、いずれにせよまずはご覧になるということで、書付を残らず差し上げることになった。ついでには御使に渡すので、受け取ってほしい、という内容である。「久野彦八郎目録」(史料1—A⑧)はこの時、主水に受け渡された書類の目録である。現在これらの史料をまとめる包紙の墨書内容も考え合わせると、彦八郎は主水に「物吉記」(史料1—A①)・「物吉御脇差」(同1—A②)・「南泉一文字記(記文案)」(同2)・「物吉貞宗梵字型1」(同1—A③)・「物吉貞宗梵字型2」(同1—A④)の五通と、「玉置卜之書状」(同1—A⑤)、現在は伝存しない「関又右衛門書付」を渡したとみられる。
- (35) 徳川義宣「水戸家本「駿府御分物刀剣元帳」について」(徳川美術館編『駿府御分物刀剣と戦国武将画像』徳川美術館、一九七四年)、同「徳川家康の遺産」

(徳川美術館編『家康の遺産—駿府御分物—』徳川美術館、一九九二年)。徳川氏は「物吉貞宗」の伝承も取り上げ、亀が密かに取り分けて義直へ与えたのは、「物吉貞宗」が当然將軍家に伝えられるとわかっていったための仕業だったと述べられている。

- (36) 佐藤豊三「徳川美術館の刀剣と刀装小道具」(徳川美術館編『新版 徳川美術館蔵品抄③ 刀剣 刀装具』徳川美術館、一九九八年)、前掲註(1)佐藤論文を参照。

- (37) 義直が相続した品について、今少し補足しておきたい。元和四年、駿府御分物が実際に尾張家へ譲られた際の遺産受け渡し帳「駿府御分物御道具帳」(徳川美術館蔵(記録・古文書1)十一冊のうち、刀剣は第一冊「駿府御分物之内御太刀御腰物御脇指御長刀御鑓帳」(A)に掲載されている。ここに掲載される四百六振は、「刀剣元帳」で「中」以下に分類されていた刀剣を、種別ごとに「上」・「中」・「下」の格付けで再度編成し直している。この内容を、慶安四年(一六五二)成立の「御殿守三有之御腰物御脇指帳」(徳川美術館蔵(武器古帳19)・Bと比較する。Bは義直が慶安三年に歿した翌年、名古屋城小太守に所在した刀剣類が二代光友へ譲渡された際の目録で、Aの分類を引き継いでいるため作品の同定が比較的しやすい。これらによれば、光友が受け継いだ時点で、名古屋城小太守にはAの「上」に格付けられた太刀・腰物・脇指を除く、刀剣類約三百振が概ねそのままの状態で保管されていたことがわかる。これは、「上」の刀剣のみ、使用の痕跡があると言い換えられる。尾張家には後の將軍家・大名家等との贈答により名刀・名物がもたらされていくが、義直が家康の遺産を相続した時期には、他家への贈答に用いたり、義直自身の指料として使用したりするのに相応しい品は百振程度の優品に限られていたのである。

- (38) 斉朝については寛政十二年(一八〇〇)一月二十九日に家督を相続し、三月十三日に儀式を実施していることが「江戸御小納戸日記」(史料5—B)に記録されている。準備等に関する記録が補足されており、式当日の朝、「物吉貞宗」は御小納戸から御用人へ引き渡され、御納戸で拵などが整えられた後、式の際には御用人が御座の間へ持つていくことや、前もって式で用いる熨斗・熨斗鮑を送り渡すよう賄頭へ申し渡すことなどが記録されているが、基本的な式次第

は宗勝の代と変わっていないことがわかる。

(39) 慶藏については弘化二年八月二十六日に相続し、九月二十八日に儀式を実施していることが「江戸御小納戸日記」(史料5—C)から判明する。情報量は最も充実しており挿図も加えられている。儀式後に、御半櫃へ「物吉貞宗」を納めており、「御両所様 御太切御半櫃入記写」との整合性が確認できる。慶藏の御意(発言)が書き留められていることも興味深い。なお、九代宗睦についても「物吉御腰物御頂戴」儀式の記録は現段階では確認できていない。

〔附記〕 本稿執筆にあたり、徳川林政史研究所研究員・藤田英昭氏にご協力いただきました。また市谷上屋敷について名古屋城調査研究センター主査・原史彦氏、徳川林政史研究所非常勤研究員・渋谷葉子氏よりご教示を受けました。ここに記して感謝申し上げます。

(徳川美術館 学藝員)

金 鯨 叢 書 第四十九輯〔年一回刊行〕

——史学美術史論文集——

令和四年三月三十日 編集
令和四年三月三十日 印刷・発行

編集者

〒171-0031

深 井 雅 海
徳 川 義 崇

発行者

〒171-0031

東京都豊島区目白三ノ八ノ十一
公益財団法人 徳川黎明会
電話(3950)〇一一一番(代)

〒461-0023

東京都豊島区目白三ノ八ノ十一
徳川林政史研究所
電話(3950)〇一一七番(代)

〒605-0089

名古屋市東区徳川町一〇一七
徳 川 美 術 館
電話(935)六二六二番(代)

印刷所

株式会社 思文閣出版
電話(533)六八六〇番(代)